

介護保険料は所得に応じて6段階に分かれます

第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料に対しては、平成18年度から所得が低い方の負担を軽くするように段階を細分化しました。

「第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料」

所得段階	対 象 者	保険料(円)
第1段階	○生活保護受給者 ○市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者	28,200
第2段階	市民税世帯非課税 前年の合計所得金額＋課税年金収入額80万円以下	28,200
第3段階	市民税世帯非課税 前年の合計所得金額＋課税年金収入額80万円超	42,300
第4段階	市民税本人非課税	56,400
第5段階	市民税世帯課税 市民税本人課税で前年の合計所得金額200万円未満	70,500
第6段階	市民税世帯課税 市民税本人課税で前年の合計所得金額200万円以上	84,600

65歳以上の皆さんへ 平成18～20年度の 介護保険料のお知らせ

長寿介護課(内線559)

介護保険制度は、国・県・市の負担金と、40歳以上の皆さんに納めていただく保険料を財源として運営されています。保険料は、市にどんなサービスがどのくらい必要かを検討し、それに対して費用がどのくらい必要かを算出した額をもとに設定されます。

介護保険の激変緩和措置対象者と保険料

税制改正による公的年金控除額の引き下げ及び老年人非課税措置の廃止などの影響により、介護保険料の所得段階が上がる方がいます。このような方の保険料負担の急激な増加を緩和するため保険料率を段階的に引き上げていきます。

【激変緩和措置対象者】

1. 税制改正により、本人が市民税課税となる方

対 象 者	要 件
地方税法上の市民税に係る経過措置対象者(右のすべての要件を満たす方)	・ 前年の合計所得金額が125万円以下の方 ・ 平成17年1月1日において65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)

2. 税制改正により、世帯のどなたかが市民税課税となる方(本人は非課税)

対 象 者	要 件
(右のすべての要件を満たす方)	・ 地方税上の市民税に係る経過措置対象者と同一の世帯に属する方 ・ 同一世帯に経過措置対象者以外の市民税課税対象者がいない方 ・ 平成17年1月1日において65歳以上の方

【激変緩和措置保険料】

所 得 段 階	年額保険料(円)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
第1段階	28,200	28,200	28,200
第2段階	28,200	28,200	28,200
第3段階	42,300	42,300	42,300
第4段階	第1段階からの激変緩和措置者	37,200	46,800
	第2段階からの激変緩和措置者	37,200	46,800
	第3段階からの激変緩和措置者	46,800	51,300
	激変緩和措置者以外	56,400	56,400
第5段階	第1段階からの激変緩和措置者	42,300	56,400
	第2段階からの激変緩和措置者	42,300	56,400
	第3段階からの激変緩和措置者	51,300	60,900
	第4段階からの激変緩和措置者	60,900	65,400
第6段階	激変緩和措置者以外	70,500	70,500
		84,600	84,600

※激変緩和措置は、平成18・19年度の各年度において措置対象者であるか否かを判断しますので、平成18年度において措置対象者であっても、平成19年度に措置対象者であるとは限りません。

※公的年金控除額の引き下げにより所得金額とされる金額が増加し、老年人非課税措置の廃止により65歳以上の方で合計所得金額125万円以下の場合の市民税非課税措置がなくなり、扶養がない場合でおおむね合計所得金額28万円から課税となります。これらの影響により、収入状況に大きな変化がないにもかかわらず、非課税世帯から課税世帯へ移行することがあります。市民税においても段階的な課税を行う経過措置がとられます。

● 65歳以上の方の 介護保険料の納め方

65歳以上の方の保険料の納め方には、特別徴収（年金から天引き）と普通徴収（納付書による窓口納付又は口座振替）があります。7月中旬に年額保険料等が記入された通知書を送付します。

前年度が普通徴収であった方で、今年度特別徴収の条件を満たしている方は、10月から特別徴収に切り替わります。今年度から新しく障害年金、遺族年金も特別徴収の対象となりました。また、普通徴収と特別徴収の併用となる場合もあります。

■特別徴収の場合

○老齢（退職）年金、障害年金、遺族年金が年額18万円以上の方

【支払方法】

年金支給時に自動的に天引きされます。

※老齢福祉年金の方は、普通徴収になります。

■普通徴収の場合

○老齢（退職）年金、障害年金、遺族年金が年額18万円未満の方

○年度の途中で65歳になった方や、伊予市に転入してきた方

○年度の途中で所得段階の更正があった方

○年金の受給開始が遅れた方など

【支払方法】

納付書による窓口納付又は口座振替（申込者のみ）となります。

● 介護保険利用料の 激変緩和措置

利用料についても激変緩和措置をとりまします。対象となるのは食費・居住費の減額負担限度額認定と高額介護サービス費です。

【利用者負担段階】

段 階	対 象 者	
第1段階	○生活保護受給者 ○市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者	
第2段階	市民税	前年の合計所得金額＋課税年金収入額80万円以下
第3段階	世帯非課税	前年の合計所得金額＋課税年金収入額80万円超
第4段階	市民税世帯課税	

【食 費】

負担限度額(月額)			第4段階 (基準費用額)
第1段階	第2段階	第3段階	
300円	390円	650円	1,380円

【居住費】

種 類		負担限度額(月額)			第4段階 (基準費用額)
		第1段階	第2段階	第3段階	
多床室(相部屋)		0円	320円	320円	320円
従来型 個室	特 養 等	320円	420円	820円	1,150円
	老健・療養等	490円	490円	1,310円	1,640円
ユニット型準個室		490円	490円	1,310円	1,640円
ユニット型個室		820円	820円	1,640円	1,970円

【高額介護サービス費】

区 分	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
世 帯	———	24,600円	24,600円	37,200円
個 人	15,000円	15,000円	24,600円	37,200円

税制改正によって左表の利用者負担段階が第1段階・第2段階（税制改正がなかった場合）から第4段階（非課税世帯から課税世帯）になった場合、第1段階は第2段階、第2段階は第3段階として認定します。この激変緩和措置は、平成18年7月1日～平成20年6月30

日の期間に利用されるサービスに対して実施されます。平成20年7月1日からは、第4段階の負担となります。